地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程 新旧対照表(案)

新	Iβ	改正理由等
(予算執行の専決)	(予算執行の専決)	
第16条 (略)	第16条 (略)	
(1) (略)	(1) (略)	・予算執行の専決につ
(2) 旅費交通費に係るもの 本部にあっては <u>人事</u>	(2) 旅費交通費に係るもの 本部にあっては <u>総務</u>	いて、本部の旅費交通
<u>部長</u> 、病院にあっては病院に置かれる副事務局	<u>企画部長</u> 、病院にあっては病院に置かれる副事務	費は人事部長が行う
長(以下「副事務局長」という。)	局長(以下「副事務局長」という。)	よう改める。
$(3) \sim (6)$ (略)	(3) \sim (6) (略)	
(支払)	(支払)	
第28条 (略)	第28条 (略)	
2 (略)	2 (略)	
3 経費の性質上必要がある場合は、別に定めるとこ	3 経費の性質上必要がある場合は、別に定めるとこ	・支払に立替払を追加
ろにより、概算払、前払 <u>、</u> 部分払 <u>又は立替払</u> をする	ろにより、概算払、前払 <u>又は</u> 部分払をすることがで	する。
ことができる。	きる。	
附 則		
この規程は、令和3年4月1日から施行する。		